

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

庄原市地域包括支援センター

1. 趣旨

庄原市地域包括支援センターは、新型コロナウイルス感染症等の予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は事業所内でのまん延を防止するための措置を講じ、利用者が安全に快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を定めるものとする。

2. 基本方針

- (1) センター長をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- (2) 国内や県内、庄原市内の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- (3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、事業所内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- (4) 指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

3. 委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防ぐとともに、発生時における対応が迅速に行なわれ、かつ利用者に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を事業所全体で取り組むため、感染症予防委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会の構成員は、センター長、係長、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士とし、センター長を責任者とする。
- (2) 委員会は責任者が出席者を選定し、委員会を開催するものとする。
- (3) 委員会の開催はおおむね6月に1回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。
- (4) 委員会では次の内容を検討する。
 - ① 指針等の整備・更新
 - ② 感染症対策の立案・実施・検証・修正
 - ③ 職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
 - ④ 感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討

4. 感染症に係る事業継続計画の整備

感染者が事業所内で発症した場合であっても、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

5. 感染症予防

感染症予防の平常時対策として、次のことを行う。

- (1) 職員の標準予防策
県内や庄原市内に感染症発生の情報がない場合でも、次の標準予防策を実施する。

- ① 出退勤時の手洗い・手指消毒、出勤前の検温
 - ② 勤務中のマスク着用
 - ③ 利用者ごとの手洗い・消毒
 - ④ 体調不良時の早期報告・出勤停止
 - ⑤ 業務における行動履歴の記載
- (2) 事業所内の衛生管理
事業所内の清掃、換気

6. 感染症まん延防止の徹底

職員が感染症に罹患した場合、事業所内のまん延を防ぐため、次のことを行う。

- (1) 職員は規定日数の出勤停止
- (2) 必要に応じて保険者及び、所轄保健所その他関係機関等への連絡
- (3) 必要に応じて本庁及び、サブセンター間における業務協力

7. 職員に対する研修・教育

職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を委員会の企画により、それぞれ年1回以上実施する。

8. 指針の閲覧について

当センターでの感染症の予防及びまん延防止のための指針は求めに応じていつでも事業所内に閲覧できるようにするとともに、ウェブサイトに掲載する。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する。

附則 この指針は、令和6年4月1日より施行する。